

納入通知書様式 (表面)

料金後納
郵便

020-0013

盛岡市愛宕町6番8号

盛岡市上下水道局お客様センター

水道 太郎様



盛岡市 水道料金
下水道使用料 納入通知書

裏面の金額を令和5年3月30日までに取扱
金融機関、取扱コンビニエンスストア、スマートフォン
決済又は上下水道局お客さまセンターでお支払いください。

お問合せ先
盛岡市上下水道局お客さまセンター
電話 019-623-1411
〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号

令和5年3月15日 盛岡市上下水道局

M2010 000000133-00 202303-0 000164-000 P. 1

(注)コンビニエンスストア又はスマートフォン決済で支払われる際は、両面部分を切り取って下さい。
(注2)この通知は専用機械で印刷したもので、手書きの通知ではありません。

盛岡市水道料金・下水道使用料納入済通知書

2303008899000230300889900000 42
00000000000022592100000000000006

① お問合せ番号		② 使用期間		水道 太郎様
		R05.02.04 ~ R05.03.04		使用水量
				403 m ³
水栓番号	水道料金	下水道使用料	合計金額(税込)	
	127,435 円	98,486 円	225,921 円	
口径	世帯数			
50 mm	1			

R05.03-0

指定納期限 令和5年3月30日

CVS収納用 (収納代行会社 株式会社電算システム)

納付用バーコード印字欄

※次のものは、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済でお取扱いができません。
・納期限を過ぎたもの
・バーコードがない、または読み取り不可のもの
・金額が30万円を超えるもの
・LINE Pay、FamiPay決済で金額が5万円以上のもの
・ゆうちょPay決済が3万円を超えるもの

上記の金額を領収したので通知します。

盛岡市上下水道局企業出納員様
盛岡市上下水道局 出納・収納 取扱金融機関

取りまとめ店所
〒980-8794 仙台野全事務センター

(CVS本部控/盛岡市上下水道局控)

口座番号 02220-4-961068
加入者名 盛岡市上下水道事業管理者

盛岡市水道料金・下水道使用料
納付済控(納入書)

水道 太郎様

お問合せ番号	
水栓番号	
使用期間	R05.02.04 ~ R05.03.04
合計金額(税込)	225,921 円

R05.03-0

指定納期限
令和5年3月30日

収納代行業者
株式会社電算システム

お問合せ先
盛岡市上下水道局
お客さまセンター
電話 019-623-1411

領収日付印

(CVS受付店舗控/金融機関控)

口座番号 02220-4-961068 加入者名 盛岡市上下水道事業管理者

盛岡市水道料金・下水道使用料
納入通知書兼領収書

下記合計金額を指定納期限
令和5年3月30日
までにお支払ください。
令和5年3月15日

盛岡市上下水道事業管理者

盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上
下水道局お客様センター

水道 太郎様

お問合せ番号			
使用期間	R05.02.04 ~ R05.03.04		
水栓番号	口径	50 mm	
世帯数	1	使用水量	403 m ³
水道料金	127,435 円		
内消費税額等(1割)	11,585 円		
下水道使用料	98,486 円		
内消費税額等(1割)	8,953 円		
合計金額(税込)	225,921 円		

上記の金額を領収しました。

盛岡市上下水道事業 登録番号T1800020003272
盛岡市下水道事業 登録番号T2800020003271

金額訂正したものと及
び領収印のないものは無効です。

収納代行業者
株式会社電算システム

お問合せ先
盛岡市上下水道局
お客さまセンター
電話 019-623-1411

領収日付印

(お客様控)

収入印紙不要

- ①水道料金等のお問い合わせの際には、「お問合せ番号」または「水栓番号」をお伝えください。
- ②「使用期間」の最終日の属する年月が、この納入通知書の対象年月となります。
(上記例の場合「使用期間：R5.2.4～R5.3.4」の「令和5年3月」となります。)

納入通知書様式（裏面）

●口座振替がお得です●

- 水道の基本料金を毎月50円割引。
- インターネット（Web口座振替受付）、郵送または取扱金融機関などの窓口にて申込可能。
- 必要なもの
 - お問合せ番号の分かるもの（この納入通知書等）
 - 口座番号の分かるもの
 - 口座の届出印

（インターネット申込の場合不要）
 ・公設浄化槽使用料について、Web口座振替受付では、郵送または取扱金融機関などの窓口にて申込願います。

●お支払い場所・方法●

- 盛岡市上下水道局お客さまセンター
- 盛岡市上下水道局玉山事務所（玉山総合事務所2階）
- 盛岡市役所玉山出張所及び事務出張所
- 取扱金融機関（左中段に記載）
- コンビニエンスストア（全国）
- スマートフォン決済

◇取扱金融機関◇

岩手銀行 東北銀行 北日本銀行
 みずほ銀行 青森みちのく銀行
 秋田銀行 七十七銀行（盛岡支店のみ）
 東北労働金庫 盛岡信用金庫
 岩手県信用農業協同組合連合会
 岩手中央農業協同組合 新岩手農業協同組合
 東日本信用農業協同組合連合会（岩手県内のみ）
 ゆうちょ銀行及び郵便局（東北6県内のみ）

◇コンビニエンスストア◇

セブン-イレブン
 ファミリーマート
 ローソン
 ローソンストア100
 ナチュラルローソン
 ローソン・スリーエフ
 ローソン・ポプラ
 デイリーヤマザキ
 ヤマザキデイリーストアー
 ニューヤマザキデイリーストア
 ミニストップ ポプラ
 生活彩家 くらしハウス
 スリーエイト
 セイコーマート
 ハマナスクラブ
 ハセガワストア タイエー
 MMK設置店

●お問い合わせ●

盛岡市上下水道局お客さまセンター
 ・電話：019-623-1411
 （営業時間：（平日）8：30～17：30）
 ・ホームページから
 もお問い合わせが
 できます。

◇スマートフォン決済◇

※領収書は発行されません。
 （対応アプリ一覧）
 PayPay J-Coin Pay
 au PAY 楽天銀行
 PayB d払い
 ファミペイ
 銀行Pay（ゆうちょPay等）

コンビニエンスストア専収納代行(株)電算システム

① ここからはがしてください。 ②

お知らせ

●ご注意・お願い●

①次のものは、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済でお取扱いができません。

- 納期限が過ぎたもの
- バーコードが無い、または読取不可のもの
- 金額が30万円を超えるもの
- スマートフォン決済のうち、金額が各アプリのお支払い限度額を超えるもの

②次の場合には、お客さまセンターへの連絡が必要となります。

- 引越先等で上下水道等の使用を開始または中止される場合（中止の5日前までに）
- ※中止の届出が無いと引き継ぎ料金等がかかります。
- ※現在のお届け内容に変更がある場合（使用者の名称等の変更、使用人数の変更（井戸水や農業集落排水施設を使用の方のみ））

引越し時の手続き

□下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び公設浄化槽使用料について□

- 賦課の根拠法令
 - 下水使用料：盛岡市下水道条例第13条
 - 農業集落排水施設使用料：盛岡市農業集落排水施設条例第11条第1項
 - 公設浄化槽使用料：盛岡市公設浄化槽条例第13条第1項
- 督促手数料及び延滞金

納期限までに納付されない場合は、次により督促手数料及び延滞金を徴収します。

 - 督促手数料は、督促状を発送したときは1通につき150円。（根拠法令：地方自治法第231条の3第1項、盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例第2条第1項）
 - 延滞金は、納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付額に一定の割合を乗じて計算した金額。（根拠法令：地方自治法第231条の3第2項、盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例第3条第1項）
- 不服申し立て
 - この処分について不服がある場合は、この納入通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に審査請求することができます。
 - この処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として提訴することができます。ただし、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

・お支払い場所・方法はこちらの裏面にてご確認ください。

・水道料金及び下水道使用料については、納入通知書が到達してから口座振替のお申し込みをいただいた場合、口座振替は最短でも次回の対象年月分からの開始となりますので、お手元に届いた納入通知書の対象年月分については、納入通知書にてお支払いください。